

平成27年第2回平川市教育委員会会議録（概要）

1. 開催日時 平成27年2月20日（火）午後1時30分
2. 閉会日時 平成27年2月20日（水）午後2時40分
3. 場 所 平川市生涯学習センター リハーサル室
4. 出席委員 5名
1番委員・佐々木幸子 2番委員・柴田正人
4番委員・内山浩子 5番委員・葛西万博
6番委員・駒井優子
5. 欠席委員 3番・工藤甚三
6. 議事録署名者 5番委員・葛西万博 6番委員・駒井優子
7. 説明のため出席した者
芳賀事務局長、原田学校教育課長、羽賀指導課長
大湯保健体育課長、谷川生涯学習課長、田澤教育振興係長
8. 会議録作成者 学校教育課 對馬補佐
9. 会議に付された案件
報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
議案第3号 平川市公民館条例の一部を改正する条例案
議案第4号 平川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案
議案第5号 平川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
議案第6号 平川市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案
議案第7号 平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
議案第8号 平川市立小中学校事務共同実施組織運営規程案
議案第9号 平川市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱案
議案第10号 平川市立学校職員安全衛生管理規程案

- 議案第11号 奨学金貸与者の返還金の免除について
議案第12号 平成27年度学校教育指導の方針と重点(案)について
議案第13号 校長人事の内申について

10. 会議の概要

午後1時30分に委員長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署名委員を前項6のとおり指名する。報告第2号及び議案第3～13号を審議し、可決した。

11. 会議の状況

内山委員長 これより平成27年第2回平川市教育委員会を開催致します。本日の議事録署名者は、5番葛西委員、6番駒井委員にお願い致します。会期は2月20日本日一日と致します。案件の説明者には教育委員会各課課長にお願いいたします。議事記録者には学校教育課の対馬課長補佐にお願い致します。それでは早速報告事項について、教育長お願い致します。

教育長 <資料2・3ページにより報告>

内山委員長 ありがとうございます。どうぞご質問等ございましたら、お願い致します。ないようですので、続きまして、学校教育課お願いいたします。

学校教育課長 <資料4ページにより報告>

内山委員長 ありがとうございます。どうぞご質問等ございましたら、お願い致します。ないようですので、続きまして、指導課お願いいたします。

指導課長 <資料5ページにより報告>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願い致します。はい、駒井委員。

駒井委員 県立高校選抜実施日、昨年と違って前期・後期制が統一されま

したが、指導課として学校への取り組みについて、なにか変わったこと等がありますか。

指導課長 教育委員会として特にこれとって変えたものはありません。ただ、各中学校で、制度の変更に向けて取り組んでいる様子は確認しておりますので、それぞれ対応されていると思っております。

内山委員長 他にございませんか。この卒業式の告辞（案）についてですが、これで良ければ、決定したいと思いたしますがよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

指導課長 それでは、改めてお届けいたします。

内山委員長 あとで各学校の割り当てをします。指導課について他にないようですので、保健体育課お願いいたします。

保健体育課長補佐 <資料6 ページにより報告>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願い致します。ないようですので、続きまして、生涯学習課お願いします。

生涯学習課長 <資料7・8 ページにより報告>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願い致します。ないようですので、報告を終わりたいと思います。では、議事に入りたいと思います。議事報告第2号お願いします。

学校教育課長 <資料10・11 ページにより説明>

内山委員長 ありがとうございます。では、報告第2号について承認を求めるとのことですが、いかがでしょうか。

- 全員 異議なし。
- 内山委員長 では、報告第2号について承認いたします。続いて、議案第3号をお願いします。
- 生涯学習課長 <資料12～19ページにより説明>
- 内山委員長 ありがとうございます。議案第3号について説明してもらいましたが、質問等ございましたらお願いします。佐々木委員。
- 佐々木委員 公民館と多目的集会施設は、どこが違うのですか。
- 生涯学習課長 地域というのを捉えて事業を展開する目的の施設が公民館、町会用の集会施設として使用するものが多目的集会施設です。今回、それらを整理するという形で改正するものです。
- 芳賀事務局長 補足します。公民館というのは社会教育法に定められた社会教育活動を行う機能を有する社会教育施設として在ります。しかし、社会教育法で定める公民館での活動をするというのが少ないので、集約しました。それから、多目的集会施設は各町会が使う建物ということになります。教育的な作用とかそういったことは特に考えてはいません。碓ヶ関の公民館は、古懸と久吉の地区に在りますが、碓ヶ関公民館の職員が年に1～2回、巡回で公民館講座を行うため、まだそのまま残すとしたところです。
- 佐々木委員 ありがとうございます。
- 内山委員長 他にございませんか。ないようですので、議案第4号をお願いします。
- 生涯学習課長 <資料20～26ページにより説明>
- 内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。ないようですので、議案第5号をお願いします。
- 学校教育課長 <資料27～38ページにより説明>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。
ないようなので、議案第6号お願いいたします。

事務局員 <資料39～45ページにより説明>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。
ないようですので、それではこの関連で議案第11号お願いします。

学校教育課長 <資料65～67ページにより説明>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。
ないようですので、次に議案第7号お願いします。

学校教育課長 7号、8号、9号全て関連しますので、わたしが条文読み上げ
ますが、詳細については補佐の方から説明させますので、よろ
しくお願いいたします。

<資料46～57ページにより説明>

課長補佐 <詳細説明>

内山委員長 ありがとうございます。議案第7号、8号、9号について、質
問ございましたらお願いします。

佐々木委員 この学校の共同事務は、どんないいところがあるのでしょうか。

課長補佐 改革には、メリットデメリットが付き物ですが、例えば、定年
退職された後の新しく入った事務の方への指導、学校の規模に
よって事務量に差がありますので、大きい学校の多忙時の手伝
い、学校事務員が病気休暇した場合の補助、作業の統一化など
がメリットと思います。

佐々木委員 わかりました。

内山委員長 拠点校というのは、そのグループのなかでどのように決めるの
ですか。

課長補佐 県へ要望する際は、人事ですので県の方でどういう配置をするかわかりませんが、そのグループ内で一番児童生徒数が多い学校を要望します。

学校教育課長 その要望するために、条例・規則の整備をするということです。

課長補佐 ちなみに中南管内では弘前市と藤崎町が実施しております。

内山委員長 あと質問ありませんか。ないようですので、ここで10分間の休憩とします。35分から再開いたします。

—————休憩—————

内山委員長 それでは再開します。議案第10号お願いします。

学校教育課長 <資料58～64ページにより説明>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。ないようですので、次に議案第12号お願いします。

指導課長 <資料67～70ページにより説明>

内山委員長 はい、どうもありがとうございます。こちらは平成27年度の重要な課題でありますので、少しお読みになってください。これは承認を求めるということになっております。はいどうぞ駒井委員。

駒井委員 (9)の特別支援教育の充実の④の改定について、特別支援教育には求められていることだと思いますので良いことと思います。ぜひ取り組みよろしく願いいたします。

内山委員長 どうですか。みなさん、よろしいですか。

全員 異議なし。

内山委員長 承認をいたします。工藤委員さん欠席ですが、よろしくお願
いいたします。
ありがとうございました。これで、本日の会議を終わりたいと
思います。
次回の会議は平成27年第3回定例会議で、3月24日（火）
午後13時30分、場所は本日と同じくリハーサル室で開催し
たいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。では終
了致します。ご苦労さまでした。